

違反食品の発見について

～ストレプトマイシンが検出されたグレープフルーツについて～

平成 31 年 1 月 28 日に、厚生労働省から、横浜市内の輸入者が輸入した「生鮮グレープフルーツ」から殺菌剤であるストレプトマイシンが基準を超えて検出されたとの通報がありました。

これを受け、中福祉保健センターが調査したところ、当該品の一部が販売されていたため、平成 31 年 1 月 28 日、輸入者に対して食品衛生法第 11 条第 2 項違反として、回収を命じました。

1 回収対象品

- (1) 名称 生鮮グレープフルーツ
- (2) 輸出国 米国
- (3) 輸入者 株式会社テナートレイディング
神奈川県横浜市中区山下町 25-1
- (4) 輸入情報 届出年月日:平成 31 年 1 月 9 日
輸入数量:1,323 CT(単位の CT はカートン。1CT は 27~48 個入り)
- (5) 販売数量 704 CT
(残りの 619 CT については倉庫に保管中)
- (6) 販売先 調査中

2 検査結果

東京検疫所が抜取検査を実施したところ、ストレプトマイシンが 0.06ppm 検出されました。(基準値:ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンの和として 0.02ppm)
検査機関:神戸検疫所 輸入食品・検疫検査センター
違反確定日:平成 31 年 1 月 25 日

3 違反内容

食品衛生法による食品一般の成分規格(ストレプトマイシンは、グレープフルーツにおいてジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンの和として 0.02ppm を超えて含有されるものであってはならない。)に適合しないため、食品衛生法第 11 条第 2 項に違反します。

4 措置

平成 31 年 1 月 28 日に輸入者に対して当該品の回収を命じました。

5 その他

現在のところ、当該品による健康被害の届出はありません。

<参考>

ストレプトマイシンについて

ストレプトマイシンは殺菌剤として、野菜等に対して細菌等によっておこる病害を防除する目的で使用されます。

食品安全委員会において、ADI(許容一日摂取量: 毎日一生涯食べても健康に悪影響を及ぼさないと推定される量)は、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンの和として0.050mg/kg 体重/日 とされています。

例えば、体重50kgの人が毎日一生涯、この食品を41.6kg 食べ続けても、今回の検出量であれば、ただちに健康への影響はないとされています。

【当該品の画像】



※写真データを御希望の場合、下記お問合せ先に御連絡ください。

お問合せ先		
横浜市保健所 食品衛生課長	こず 牛頭 文雄	Tel 045-671-2435・2459
中福祉保健センター生活衛生課長	前橋 昌幸	Tel 045-663-3121